

【表一】 令和7年度 実技試験審査基準

審査項目	審査内容	審査基準
未完成	1. 途中で棄権した者又は下記審査項目1～13項目の対象部品が取り付けられていないものは不合格	
	2. 必須項目以外で明らかに審査基準を大幅に逸脱したものと及び、自転車としての安全性を著しく損なうと認められるものは不合格	
1 後車輪の組立	必須項目	後車輪の振れ幅が 2.0 mm 以上のもの又は車輪を手で回して簡単に回転が止まるものは不合格。前輪も同じ。 後車輪のスポーク張力で 150 N 以下のスポークが3本以上ある場合は不合格（スポーク張力はホーザンC-737で測定）
	(1) スポークの張力	フリーホイール側では平均 400 N 以上であること。 反対側では平均 300 N 以上であること。 150 N 以下のスポークがないこと。2本までは減点
	(2) スポークの組み方及びオフセット	あやどりがしてあり、かつ、オフセット組みされていること。 あやどり又はオフセット組ができていなければ不合格
	(3)バルブ穴の位置	スポークの交差の広い方にあること。
	(4) 車輪の振れ	横振れ、縦振れとも 1.0 mm を超えないこと。
	(5) タイヤの取り付け	タイヤがリムに正常に取り付けてあること。リムラインのズレ 5 mm 以上で不合格
2 サドル、シートポストの取り付け状態	(1) 取り付け高さ	ポストの限界標識が隠れる高さであること。
	(2) 取り付け姿勢	座面が前後左右共に水平なこと。やぐらは舟線の下で、角ボルトは、ポストの後方にあること。コンビネーションシートピラーの場合は、サドル取り付け部の方向が正常であること。 逆組は不合格
	(3) サドルとポスト及びポストと立てパイプとの固定	垂直で下向きに 650 N (※Ⅰ) の力及び座面に平行に 250 N (※Ⅰ) の力を、サドル前・後端でいずれか大きいトルクが固定部に生じる方の端から 25 mm 以内の箇所に加えて、動かないこと。容易に動くものは不合格
3 ハンドルステムの取り付け状態	必須項目	ヘッドに明らかなガタがあるもの、円滑に回転しないものは不合格 ハンドルステムとホークの組み付け強度が甘く、容易に動くものは不合格 (※Ⅱ)
	(1) 取り付け姿勢	ハンドルバーが前車輪の中心面に直角な位置であること。
	(2) 取り付け高さ	ステムの限界標識が隠れる高さであること。
4 前・後ブレーキレバーの状態	(1) レバーの取り付け姿勢及びレバーの固定	グリップとの関係で取り付け位置が適切であり、ハンドルバーに十分に固定されて、通常のブレーキ操作が正常に行えること。 容易に動くものは不合格
	(2) レバーの配置	レバーは前ブレーキ用をハンドルバーの右、後ブレーキ用をハンドルバーの左に配置すること。逆組は減点
5 ハンドルバーの取り付け状態	(1) 取り付け姿勢	グリップ取り付け部の中心線が水平又はやや手前下がりであること。
	(2) バーとステムとの組み付け強度	最大トルクが生じる方向及び位置に片側につき 60 N・m (※Ⅲ) のトルクをバーの左右に同時に加えて動かないこと。 容易に動くものは不合格
6 チェーンの取り付け状態	(1) チェーンの継ぎ	継目の固着、作動不円滑、連結後のピンの出入に異常がないこと。
	(2) チェーンの長さ	チェーンの長さは適切なこと。
7 左・右ペダルの取り付け状態	ペダルの固定及びバリの発生	クランクに十分に締め付けてあり、クランクにバリがないこと。 手で緩むものは不合格
8 前・後ブレーキ本体の取り付け状態	必須項目	前又は後ブレーキがきかないものは不合格 (※Ⅳ)
	(1) 前・後ブレーキ本体のフレームへの固定	貫通ボルト取り付けナットが十分に締めてあること。カンチレバー形及びVブレーキ形（カンチレバーV形）のものはブレーキ台座に十分に締め付けてあること。座金類の取り付け順序が正常であること。
	(2) ブレーキブロックとリムとのすきま（片当たりを含む。）	ブレーキブロックとリムのすきまが左右ほぼ均等であること。ブレーキをかけた時リム制動面に沿って正確に当たること。
	(3) ブレーキ舟の固定	ブレーキ舟の取り付けナットが十分に締めてあること。 指で動くものは不合格
	(4) ワイヤ調節ねじの位置	調節ねじの調節しろが十分にありロックされていること。
	(5) ワイヤキャップの欠品と離脱力	20 N (※Ⅴ) 以上の離脱力であること。
(6) ワイヤの全般の状態	ワイヤの配線が正常であり、ワイヤ固定ねじが十分に締め付けてあること。	

	審査項目	審査内容	審査基準
9	フロント・リアディレラ（外装変速機）の取り付け状態	必須項目	変速が全段に至らないもの、チェーンが最大ギヤ、最小ギヤどちらかでも行き過ぎるものは不合格
		(1) シフト（変速）レバーの固定及び取り付け姿勢	ハンドル、フレーム等に対して十分に締め付けてあり、走行中使用し易い位置、角度であること。 容易に動くものは不合格
		(2) ディレラの各段ごとの調整	シフト（変速）レバーを操作したとき、各段ごとに確実にシフトすること。 チェーン外れは不合格
		(3) ワイヤキャップの欠品と離脱力	20 N（※V）以上の離脱力であること。
		(4) ワイヤの長さとり回し	ワイヤの長さが適正であり、とり回しが正常であること。
10	前・後車輪の取り付け状態	必須項目	車輪を下方向にたたいてずれるものは不合格 ハブに明らかなガタがあるもの、円滑に回転しないものは不合格
		(1) 車輪の保持	前 前つめ溝底から浮いていないこと。 前車輪のハブナットの締付トルクは 20 N・m（※VI）以上とすること。 クイックリリース式のものにはカムレバーが十分に締まっていること。また、脱輪止金具が付いているものは適正であること。
			後 後つめ溝の適正な位置であること。 後車輪のハブナットの締付トルクは 30 N・m（※VI）以上とすること。 クイックリリース式のものにはカムレバーが十分に締まっていること。
		(2) 車輪のすきま	タイヤとフレーム体又は前ホーク各部との間のすきまは 6 mm 以上であり、かつ左右はほぼ均等であること。
		(3) タイヤの空気の入具合	タイヤサイドを指で挟んで十分に手ごたえがあること。 パンク、指で押してタイヤがリムに当たるものは不合格
(4) タイヤの回転方向	タイヤの回転の方向が矢印等で示されているものは適正であること。		
11	リヤリフレクタの取り付け状態	(1) 取り付け姿勢	リヤリフレクタの主光軸は、自転車の進行方向に対し平行で、上下左右に 5° 以上の傾きがないこと。
		(2) リヤリフレクタの固定	リヤリフレクタに対し 90 N（※VII）の力を加えたとき動かないこと。
12	ベルの取り付け状態	(1) 取り付け姿勢	走行中使用し易い位置で、ブレーキワイヤとの接触等の障害がないこと。
		(2) ベルの固定	取り付けねじ等が十分に締め付けてあること。
13	スタンドの取り付け状態	(1) 取り付け姿勢	停立及びはね上げを容易に操作でき、その状態が正常であること。
		(2) スタンドの固定	取り付けブラケット、ハブ軸等への取付けねじは十分に締め付けてあること。
-	作業きず、バリ及び欠品等	(1) 作業に起因するバリの発生	ねじの締めすぎ等によるバリがないこと。
		(2) 作業に起因するきず及び部品の取り付け忘れ等	商品価値を損なう大きなきず、錆び、泥その他の汚れがないこと。（※a） 部品を組み付け、取り付けるための小物部品の取り付け忘れ。 スポークの左右の目印、ハンドルバーに取り付け姿勢位置の目印等がないこと。（※b）

※印Ⅰ～Ⅶの審査基準は数値で決められていますが、次の方法により固定強度等を確認します。

※Ⅰ サドルの先端を手で体重をかけ垂直に押し下げたとき及び水平方向に握り拳で叩いたとき動かないこと。

※Ⅱ 自転車の前から両脚で車輪を挟み、両手でハンドルバーを握って水平方向に、左右に強く回したとき動かないこと。

※Ⅲ 左右のグリップ取り付け部を強く握ってハンドルバーを強く回転させたとき動かないこと。

※Ⅳ レバーとバーとの隙間が 5 mm になるまで握り、体重をサドルにかけ自転車を押したとき車輪が動かないこと。

※Ⅴ ワイヤキャップを指先でつまみ、引っ張ったとき離脱しないこと。

※Ⅵ ハブナットが十分に締め付けてあり、かつ車輪の上側を下方に向けて握り拳で強く叩いたとき、又はホークエンドの溝の方向に強く引っ張ったときに車輪が動かないこと。

※Ⅶ リヤリフレクタを手でにぎり、力を加えたとき容易に動かないこと。

※印a～bの審査基準は、次のとおりです。

※a 商品価値を損なう大きなきず、錆び、泥その他の汚れは、大幅な減点となります。

ただし、分解組立の練習をした時の細かなきずは、減点対象とはなりません。

※b スポークの長さ別がわかるような目印、ハンドルバーにレバーを組み付ける位置の目印、ハンドルバーの取り付け姿勢位置をだす目印等は、減点対象となります。バーに元々ある刻印、印刷等の目印は減点対象とはなりません。

（一財）日本車両検査協会のホームページで不合格の事例として「実技試験のポイント」を掲載していますので参照ください。